

静岡県立総合病院歯科医師初期臨床研修プログラム

I. プログラムの概要

1 プログラムの名称 静岡県立総合病院歯科医師初期臨床研修プログラム

2 臨床研修の目標

歯科医学の高度化や複雑化に伴い、歯や口腔の疾患も全身疾患の一部であることを理解するとともに、基礎的な歯科診療技術を確実に習得し、プライマリーケアに十分に対応しうる臨床歯科医を育成する必要があります。

当院の歯科医師臨床研修プログラムは、総合病院における歯科口腔外科という特性を生かし、指導歯科医のもとで各種基礎疾患を持った患者の治療を通じて、日常歯科臨床に適切に対応できるようなプライマリーケアの基本的な診察能力（知識・態度・技能）を習得するとともに、常に医療を受ける人の立場にたち、地域医療に貢献できる歯科医師を育成することを目標とします。

3 研修プログラムの特色

このプログラムは、大学歯学部を卒業し初期臨床研修を希望する者のための、2年間の研修コースです。このコースに参加する研修歯科医は歯科医師国家試験に合格し歯科医師免許を持つ者に限ります。

当院では口腔外科小手術をはじめ、悪性腫瘍、顎変形症や口腔インプラントなどの口腔外科診療だけではなく、歯科衛生士とともに院内他科の手術や薬物治療への支援療法として周術期口腔ケアにも力を入れており、指導歯科医のもとで口腔外科領域の疾患や、医科の疾患を考慮した歯科的な対応について幅広く経験することができます。

1年目は基本的な歯科疾患の診断や治療についての研修を行い、抜歯を中心とした口腔外科の基本的手術手技を習得します。2年目は口腔外科疾患の診断や処置、手術を経験します。また、麻酔科や救急外来での研修を行い、全身管理についても研修を行います。当院は日本口腔外科学会の認定研修施設となっており、将来口腔外科医を目指す、意欲のある研修歯科医を育成しています。

4 研修施設とその概要

単独型臨床研修施設

- ・施設名：静岡県立総合病院
- ・住所：静岡市葵区北安東4丁目27-1
- ・施設責任者：院長 井上 達秀
- ・プログラム責任者：歯科口腔外科部長 福田 幸太

5 プログラムの管理運営

プログラムは、歯科医師臨床研修管理委員会によってプログラムの内容の検討と研修歯科医の評価、研修の進捗状況について審議します。

(歯科医師臨床研修管理委員)

研修管理委員長	院長		井上 達秀
研修管理副委員長 プログラム責任者	科部長	歯科口腔外科	福田 幸太
委員	副院長兼部長	教育研修部	白井 敏博
委員	院長補佐兼部長代理	教育研修部	恒吉 裕史
委員	部長	手術部	渥美 和之
委員	部長	救急診療部	三宅 章公
委員	医長	歯科口腔外科	足立 守安
委員	医長	歯科口腔外科	松田 紗由美
委員	主任歯科衛生士	歯科口腔外科	谷澤 順子
外部委員	院長	片山歯科クリニック	片山 貴之
外部委員	所長	静岡市保健所	田中 一成
外部委員	所長	ひかり法律会計事務所	福田 敬弘
委員	部長	事務部	小坂 和弘
委員	部長	看護部	池田 仁美
委員	部長	薬剤部	櫻井 和子
委員	技師長	放射線技術室	中村 元哉
委員	技師長	検査技術室	白川 るみ
委員	技師長	リハビリテーション科	小木曾 弘

6 募集定員：1名

7 研修課程および研修期間

2年間の全てを静岡県立総合病院で行う

研修期間2年（令和8年4月1日～令和10年3月31日※）

※法令研修期間は令和8年4月1日～令和9年3月31日

8 応募および採用の方法

① 応募方法：公募（マッチング利用あり）

② 応募必要書類：履歴書（様式指定）、卒業（見込み）証明書、成績証明書

③ 選考方法：書類審査、筆記試験、面接試験

④ 募集及び選考の時期

・募集 令和7年7月頃から

・選考 令和7年8月～9月頃

9 処遇

（1）身分：地方独立行政法人静岡県立病院機構有期雇用職員

（2）手当：1年目 月額 31.3万円程度（各種手当て含む、税込み）

賞与 119.2万円程度（年間計、税込み）

2年目 月額 33.2万円程度（各種手当て含む、税込み）

賞与 125.2万円程度（年間計、税込み）

※月額手当には、地域手当及び初期臨床研修手当を含む。

※月額手当において、時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、住居手当は上記とは別に支給する。

（3）勤務時間：8時30分～17時15分

（4）休憩時間 12時00分～13時00分

（5）休暇：1年目 有給休暇 10日、夏期休暇3日 / 2年目 有給休暇 11日、夏期休暇3日

（6）宿日直：無し

（7）職員宿舎：有り（ただし空室の状況による）

（8）社会保険：有り（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）

（9）健康管理：年1回の職員健康診断の受診

（10）予防接種：（採用時）Q F T検査、麻疹・風疹・水痘・ムンプス抗体検査、検査結果に基づく予防接種

（年1回）インフルエンザ予防接種

（11）歯科医師賠償責任保険の適応の有無：有り

（12）学会、研修会等への参加の可否：可

（13）産休・育休：当院の規定による

（14）院内保育所の有無：有り

Ⅱ. 研修指導体制について

指導歯科医の直接指導が中心であるが、指導歯科医の指導監督のもとに上級歯科医による屋根瓦方式による指導も行う。

Ⅲ. 研修目標について

1 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）の習得

（１）社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

（２）利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともにQOLに配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

（３）人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

（４）自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

2 資質・能力の習得

（１）医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

（２）歯科医療の質と安全管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

（３）医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。

- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

(4) 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

(5) コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

(6) チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームの各構成員と情報を共有し、連携を図る。

(7) 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

(8) 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身につける。

② 科学的研究方法を理解し、活用する。

③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

(9) 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。

② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。

③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む）を把握する。

3 基本的診療業務の習得

(1) 基本的診療能力等

① 基本的診察・検査・診断・診療計画

A 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。

B 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。

C 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。

D 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。

E 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。

F 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

② 基本的臨床技能等

A 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。

B 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。

a. 歯の硬組織疾患 b. 歯髄疾患 c. 歯周病 d. 口腔外科疾患

e. 歯質と歯の欠損 f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下

C 基本的な応急処置を実践する。

D 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。

E 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。

F 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

③ 患者管理

A 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。

B 患者の医療情報などについて、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。

C 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリング

を行う。

D 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。

E 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。

④ 患者の状態に応じた歯科医療の提供

A 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。

B 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。

C 障害を有する患者への対応を実践する。

(2) 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

① 歯科専門職間の連携

A 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理の際に連携を図る。

B 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。

C 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

② 多職種連携、地域医療

A 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。

B 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。

C がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。

D 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、接触嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。

E 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。

③ 地域保健

A 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。

B 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。

④ 歯科医療提供に関する制度の理解

A 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

B 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。

C 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

IV. 研修プログラムについて

1 研修1年次

(1) 基本的診療能力等

① 基本的診察・検査・診断・診療計画

〈研修内容：初診患者に対し、AからF までを一連で実施する。〉

〈目標症例数：100症例、必要症例数：60症例以上〉

A 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。

〈研修内容：初診時医療面接、再診時医療面接〉

B 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。

〈研修内容：口腔内診察、頭頸部診察、各種検査の必要性の判断〉

C 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。

〈研修内容：周術期の患者に対して口腔ケアを行うため、エックス線検査、歯周組織検査を重点的に行い、検査結果の解釈を実施〉

D 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。

〈研修内容：担当患者の診断〉

E 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。

〈研修内容：診療計画に関するカンファレンス参加、プロトコール作成〉

F 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

〈研修内容：患者への病状説明、インフォームドコンセント、同意書の取得〉

② 基本的臨床技能等

A 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。

〈研修内容：ブラッシング指導、フッ化物歯面塗布〉

〈目標症例数：20症例、必要症例数：12症例以上〉

B 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。

a. 歯の硬組織疾患

〈研修内容：う蝕（コンポジットレジン修復やインレー修復等）の修復〉

〈目標症例数：10症例、必要症例数：6症例以上〉

b. 歯髄疾患

〈研修内容：歯髄処置（抜髄、感染根管処置）〉

〈目標症例数：10症例、必要症例数：6症例以上〉

c. 歯周病

＜研修内容：スケーリング、SRP＞

＜目標症例数：20症例、必要症例数：12症例以上＞

d. 口腔外科疾患

＜研修内容：保存不可能な歯や智歯の抜歯を行う（普通抜歯術、難抜歯術）＞

＜目標症例数：50症例、必要症例数：30症例以上＞

e. 歯質と歯の欠損

＜研修内容：補綴治療（歯冠補綴・ブリッジおよび義歯による補綴、義歯の調整や修理等）＞

＜目標症例数：5症例、必要症例数：3症例以上＞

f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下

＜研修内容：口腔発達不全症の診断、管理（筋機能訓練等）、高齢者の摂食嚥下機能訓練＞

＜目標症例数：5症例、必要症例数：3症例以上＞

C 基本的な応急処置を実践する。

＜研修内容：外傷、疼痛、修復物の脱離、義歯破損への対応＞

＜目標症例数：20症例、必要症例数：12症例以上＞

D 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。

＜研修内容：担当患者の診療に必要なバイタルサインを測定し、全身状態を評価する。＞

＜目標症例数：20症例、必要症例数：12症例以上＞

E 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。

＜研修内容：担当患者の診療に必要な診療記録や文書を作成する。＞

＜目標症例数：20症例、必要症例数：12症例以上＞

F 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

＜研修内容：医療安全に関する院内研修に参加し、歯科医療行為の前に複数名での確認を実施する。また、インシデントレポートの意義を理解し、作成する。＞

＜目標症例数：10症例、必要症例数：6症例以上＞

③ 患者管理

A 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。

＜研修内容：基礎疾患で医科診療中の患者に、歯科治療上の問題点と服薬等について説明する。＞

＜目標症例数：10症例、必要症例数：6症例以上＞

B 患者の医療情報などについて、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。
〈研修内容：基礎疾患で医科診療中の患者に対して、患者の医療情報などについて主治医と診療情報を共有する。〉

〈目標症例数：10症例、必要症例数： 6症例以上〉

C 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。

〈研修内容：全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。〉

〈目標症例数：10症例、必要症例数： 6症例以上〉

D 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。

〈研修内容：診療時の主な併発症や偶発症への対応法を実践する。〉

〈目標症例数：10症例、必要症例数： 6症例以上〉

E 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。

〈研修内容：入院患者に対して周術期口腔機能管理を行う。〉

〈目標症例数：50症例、必要症例数：30症例以上〉

④ 患者の状態に応じた歯科医療の提供

A 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。

〈研修内容：患者の状態に応じた歯科疾患の予防管理、口腔機能管理について説明する。〉

〈目標症例数：10症例、必要症例数： 6症例以上(各ライフステージで1症例以上)〉

B 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。

〈研修内容：患者の全身状態に応じた歯科医療を実践する。〉

〈目標症例数：10症例、必要症例数： 6症例以上(各ライフステージで1症例以上)〉

C 障害を有する患者への対応を実践する。

〈研修内容：身体的または知的障害を有する患者の歯科診療に必要な対応を行う。〉

〈目標症例数： 5症例、必要症例数： 3症例以上〉

(2) 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

① 歯科専門職間の連携

A 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。

〈研修内容：歯科衛生士に予防処置や口腔衛生管理等を依頼し、連携を実践する。〉

〈目標症例数： 3症例、必要症例数： 2症例以上〉

B 歯科技工士の役割を理解し、適切に技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。

＜研修内容：技工指示書を作成し、歯科技工士との連携を実践する。＞

＜目標症例数： 3症例、必要症例数： 2症例以上＞

C 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

＜研修内容：多職種によるチーム医療を行なっている患者に、歯科専門職の役割を説明する。＞

＜目標症例数： 3症例、必要症例数： 2症例以上＞

② 多職種連携、地域医療

A 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。

＜研修内容：地域包括ケアシステムについてセミナーに参加したうえでレポートを作成し、口頭試問を行う。＞

＜セミナー参加およびレポートと口頭試問で1例とする、目標数： 1例、必要数： 1例以上＞

B 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。

＜研修内容：セミナーまたは指導歯科医からのレクチャーを受講したうえでレポートを作成し、口頭試問を行う。＞

＜セミナーまたは指導歯科医からのレクチャーを受講し、レポートと口頭試問で1例とする、目標数： 1例、必要数： 1例以上＞

C がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。

＜研修内容：がん患者等の多職種によるカンファレンスに参加し、その上で口腔機能管理を経験する。＞

＜目標症例数： 3症例、必要症例数： 2症例以上＞

D 歯科専門職が参加する多職種チーム（栄養サポートチーム、口腔ケアチーム）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。

＜研修内容：各多職種チーム回診に参加し、関係者と連携する。＞

＜目標症例数： 3症例、必要症例数： 2症例以上＞

E 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。

＜研修内容：入退院時における多職種支援を理解し、参加する。＞

＜目標症例数： 3症例、必要症例数： 2症例以上＞

③ 地域保険

A 地域の保険・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。

＜研修内容：セミナーまたは指導歯科医からのレクチャーを受講したうえでレポートを作成し、口頭試問を行う。＞

＜セミナーまたは指導歯科医からのレクチャーを受講し、レポートと口頭試問で1例とする、目標数：1例、必要数：1例以上＞

B 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。

＜研修内容：セミナーまたは指導歯科医からのレクチャーを受講したうえでレポートを作成し、口頭試問を行う。＞

＜セミナーまたは指導歯科医からのレクチャーを受講し、レポートと口頭試問で1例とする、目標数：1例、必要数：1例以上＞

④ 歯科医療提供に関連する制度の理解

A 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

＜研修内容セミナーまたは指導歯科医からのレクチャーを受講したうえで：レポートを作成し、口頭試問を行う。＞

＜セミナーまたは指導歯科医からのレクチャーを受講し、レポートと口頭試問で1例とする、目標数：1例、必要数：1例以上＞

B 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。

＜研修内容：医療保険制度についてのセミナーに参加したうえで、レポートを作成し、口頭試問を行う。＞

＜セミナー参加およびレポートと口頭試問で1例とする、目標数：1例、必要数：1例以上＞

C 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

＜研修内容：介護保険制度についてのセミナーに参加したうえで、レポートを作成し、口頭試問を行う。＞

＜セミナー参加およびレポートと口頭試問で1例とする、目標数：1例、必要数：1例以上＞

2 研修2年次（1年次の修了判定後の医科研修や口腔外科研修）

（1）2年次研修からは、麻酔科研修に6か月程従事し、気管内挿管や全身麻酔を経験するとともに、麻酔に関わる全身管理を実践する。

＜目標症例数：50症例、必要症例数：30症例以上＞

(2) 口腔外科疾患の専門的治療を経験し、実践する。

- ① 普通抜歯術、難抜歯術 <目標症例数：50症例、必要症例数：30症例以上>
- ② 口腔裂傷縫合術 <目標症例数： 5症例、必要症例数： 3症例以上>
- ③ 埋伏抜歯術 <目標症例数：20症例、必要症例数：12症例以上>
- ④ 歯根嚢胞摘出術 <目標症例数： 5症例、必要症例数： 3症例以上>
- ⑤ 顎骨骨折非観血的整復固定術（顎間固定術）
 <目標症例数： 3症例、必要症例数： 2症例以上>
- ⑥ 下顎骨骨折観血的整復固定術 <目標症例数： 2症例、必要症例数： 2症例以上>

(3) 希望があれば、救急外来、緩和ケアチーム、耳鼻咽喉科、形成外科での見学にも従事できる（歯科口腔外科での研修を継続することも可能）。

V. 1年次の研修修了に関わる症例数

- 1 経験することを目標とする症例数 合計 430症例
 各目標症例数の6割以上を経験、かつ、1症例以上を経験すること
- 2 到達目標達成に必要な症例数 合計 262症例

VI. 臨床研修の修了

1 臨床研修の修了基準

(1) 研修実施期間の評価

管理者は、研修歯科医が研修期間の間に、以下に定める休止期間の上限を減じた日数以上の研修を実施しなければ修了と認めない。

① 休止の理由

研修休止の理由として認めるものは、傷病、妊娠、出産、育児その他正当な理由（研修プログラムで定められた年次休暇を含む）であること。

② 必要履修期間等についての基準

研修期間を通じた休止期間の上限は45日（研修機関（施設）において定める休日は含めない。）とする。

③ 休止期間の上限を超える場合の取り扱い

研修期間終了時に当該研修歯科医の研修休止期間が45日を超える場合には、未修了とするものである。この場合、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、45日を超えた日数分以上の日数の研修を行う。

④ プログラム責任者の役割

プログラム責任者は、研修休止の理由の正当性を判定し、履修期間の把握を行わなければならない。研修歯科医が修了基準を満たさなくなる恐れがある場合には、事前に研修管理委員会に報告・相談するなどして対策を講じ、当該研修歯科医があらかじめ定められた研修期間内に研修を修了できるように努めなければならない。

(2) 臨床研修の到達目標（臨床歯科医としての適性を除く。）の達成度の評価

管理者は、研修歯科医があらかじめ定められた研修期間を通じ、各到達目標について達成したか否かの評価を行う。

修了判定を行う項目は、必要症例数の達成状況および研修評価票を用いて行う。

修了判定を行う基準は、必要症例数は「各目標症例数の6割以上を経験、かつ、1症例以上を経験（合計 262症例以上）」しており、研修評価票で「評価記録の全てがレベル3以上」であること、とする。

2 修了認定

歯科医師臨床研修管理委員会を開催し、修了認定の承認を受ける。また、修了と認めた場合、速やかに当該研修歯科医に関する事項を記載した臨床研修修了証を交付する。